

既存借入金の 借換可能

利用可能

(本制度は、既に申込中小企業者と与信取引を 有している金融機関のみ取り扱い可能となります)

経営者保証コーディネーター(*)による 確認を受けた場合

信用保証料を 大幅に軽減

(※)経営者保証 コーディネータ

制度の

特徴

経済産業省の委託又はその委託を受けた者の再委託を受けて事業の承継に対する支援に係る事業を行う者 (事業承継ネットワーク事務局等)が雇用する専門家です。

お問い合わせ先▶茨城県事業承継・引継ぎ支援センター Tel.029-284-1601

保証料負担が軽減されます!

(%) 3 料率区分 (1) 2 **(4) (5) 6** $\overline{7}$ 8 9 1.90 1.75 1.55 1.35 0.60 0.451.15 1.00 0.80 通常

> -ディネーターによる確認を受けた場合 経営者保証コ

> > (%)

0.50 0.30 1.15 0.85 確認時 1.00 0.700.600.40

詳しくは裏面をご参照ください☞

がんばる企業を全力サポート! - いばらきをもっと元気に -

茨城県信用保証協会

ホームページは 🖫 こちら





本店営業部

〒310-0801

水戸市桜川二丁目2番35号 茨城県産業会館6階

◆保証課 県央・鹿行グル ☎029-224-7812 ☎029-224-7826

◆保証課 県北グループ

土浦支店

₹300-0043

土浦市中央二丁目2番28号 ◆保証課 県南グループ ◆保証課 県西グループ

☎029-826-7812 ☎029-826-7826

経営支援部

〒310-0801 水戸市桜川二丁目2番35号 茨城県産業会館2階

- ボ戸市校川一」目2番355 次城県産業芸館2階 ◆経営支援課 本店担当グループ ☎029-224-7813 ◆経営支援課 支店担当グループ ☎029-224-7858 ◆経営支援課 経営アシストグループ ☎029-224-7852 ◆創業支援課

《制度概要》

制度名	事業承継特別保証 	経営承継借換関連保証
保証限度額	2 億 8,000 万円(一般枠)	2 億 8,000 万円(別枠)
資格要件 対象者	次の(1) 又は(2) に該当し、かつ、(3) に該当する中小企業者 (1) 保証申込受付日から3年以内に事業承継を予定する事業 承継計画を有する法人 【対象者1】 (2) 令和2年1月1日から令和7年3月31日までに事業承 継を実施した法人であって、事業承継日から3年を経過していないもの 【対象者2】 (3) 次の①~④の全てを満たす法人 ①当協会への申込日直前の決算において、資産超過であること ②当協会への申込日直前の決算において、EBITDA有利 子負債倍率(※2)が15倍以内であること ③当協会への申込日直前の決算において、法人・個人の分離がなされていること ④当協会への申込日(※3)において、返済緩和している 借入金がないこと	次の(1)から(3)のいずれにも 該当する会社である中小企業者 (1)次のいずれにも該当することにつき、中小企業における経 営の承継の円滑化に関する法律の規定による経済産業大 臣の認定を受けていること ①中小企業者の代表者が当該中小企業者の金融機関から の借入債務を保証していることにより、当該中小企業者 の事業活動の継続に支障が生じていると認められること ②認定申請日直前の決算において、以下の要件(※1)を 満たすこと ア.資産超過であること イ. EBITDA有利子負債倍率(※2)が15倍以内である こと ③認定申請日から3年以内に事業承継を予定していること (2)当協会への申込日直前の決算において、法人・個人の分 離がなされていること (3)当協会への申込日(※3)において、返済緩和している借 入金がないこと
対象資金	【対象者 1】 事業承継前の借入(<u>個人保証</u> ありに限る)の 借換資金及びニューマネー(設備資金も可) 【対象者 2】 事業承継前の借入(<u>個人保証</u> ありに限る)の借換資金 ※いずれの場合も既存のプロパー借入金 (個人保証あり)の本制度による借換も可能。	事業承継前の借入(<u>代表者保証</u> あり)の借換資金 ※既存のプロパー借入金(代表者保証あり)の 本制度による借換も可能。
保証期間	一括返済 1 年以內/分割返済 10 年以內(据置期間 1 年以內)	
担保	必要に応じて	
保証人	不要	
貸付利率	金融機関所定	
責任共有制度	対象	対象(特別小口保険の場合は対象外)
保証料率	年 0.45 ~ 1.90% (経営承継借換関連保証において特別小口保険を利用した場合、年 0.80%) 経営者保証コーディネーターによる確認を受けた場合、年 0.20 ~ 1.15%	
添付資料	当協会の申込書類のほか、次の資料を添付してお申し込みください。 (1) 事業承継計画書 (2) 財務要件等確認書 (3) 借換債務等確認書 (申込金融機関からの借入金を借り換える場合) (4) 他行借換依頼書兼確認書 (申込金融機関以外からの借入金を借り換える場合) (5) 事業承継時判断材料チェックシート (経営者保証コーディネーターによる確認を受け、 保証料率割引の適用を受ける場合)	当協会の申込書類のほか、次の資料を添付してお申し込みください。 (1) 認定書(写)及び認定申請の提出書類(写) (2) 財務要件等確認書 (3) 借換債務等確認書 (申込金融機関からの借入金を借り換える場合) (4) 他行借換依頼書兼確認書 (申込金融機関以外からの借入金を借り換える場合) (5) 事業承継時判断材料チェックシート (経営者保証コーディネーターによる確認を受け、保証料率割引の適用を受ける場合)
	 (※1) 認定取得後、当協会への申込日までに新しい決算が確定した場合は、当該決算においてもこの要件を満たすことが必要。 (※2) EBITDA 有利子負債倍率=(借入金・社債-現預金)÷(営業利益+減価償却費) (※3) 申込日が中小企業信用保険法第2条第6項(危機関連)の規定に基づく指定期間中である場合は、当該期間の始期の前日でも差し支えない。ただし、申込日が新型コロナウイルス感染症に係る経営安定関連保証4号の指定期間中においては、申込日または令和2年1月31日(新型コロナウイルス感染症に係る危機関連保証制度の始期の前日)とすることも可能。 	